

佐久市ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 趣旨

本市では新たな財源を確保するとともに、民間企業等とのパートナーシップにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、「佐久市ネーミングライツ・パートナー」を募集しています。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市とネーミングライツ・パートナーとの契約により、市有施設等に愛称を付与する代わりにネーミングライツ・パートナーから対価を得て、施設等の持続的な運営に資する方法であり、具体的には以下のとおりの内容となっています。

(1) 愛称の付与の範囲

ア 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の愛称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。

イ 今回募集する愛称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで（概ね1年を予定しています）、条例上の名称を併記させていただきます。

エ 施設によっては愛称の付与において、企業名や商品名の他に、使用していただきたい字句を設定する場合があります。

(2) 募集対象施設

庁舎、市立小中学校、保育所等を除く不特定多数の市民が利用し、広告効果の見込まれる市有施設を対象とします。

(3) 愛称等の付与の対価について

提供いただく対価は命名権料（金銭）だけでなく、施設で活用可能な製品や役務（サービス）の提供等も想定しています。応募いただく皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしています。

(4) 費用負担

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
契約期間終了後の上記表示に係る原状回復		○ ※2

パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更	○	
------------------------	---	--

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料とは別にご負担いただきます。

3 提案金額、契約期間

(1) 提案金額

提案者からの提案金額とします。

※ただし、提案金額が著しく安価な場合等、お断りすることがあります。

※施設等を活用した地域貢献活動等の役務の提供の提案も同時に受け付けます。なお、役務の提供の内容についても審査の対象とします。

(2) 契約期間

契約期間は提案に基づきますが、原則3年以上10年以内とします。

※ネーミングライツ期間の始期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

4 応募資格

「佐久市広告等掲載基準」に定める者とします。

なお、応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能ですが、市から広告代理店に手数料等に係る経費の一切についてお支払いはできません。

5 提案手続き

(1) 事前協議・対話の申し入れ

ネーミングライツの対象となる施設かどうかの確認等も必要なことから、提案書類提出の前に、佐久市ネーミングライツ事前相談申込書【様式1】により、まずは企画課行政改革係までご相談ください。

(2) 申請書等の提出

事前相談の後、以下の書類を1部ずつ揃えて提出してください。書類はすべて原則A4サイズで作成をお願いします。

ア ネーミングライツ申請書【様式2】

イ 応募資格についての確約書【様式3】

ウ 地域貢献等に対する支援実績及び今後の計画【様式4】

エ 法人概要及び直近3カ年の決算報告

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

申請日前3カ月以内に取得したもの。写し可。

カ 佐久市税の納税証明書（直近1年間）

※申請内容等に関する協議は、必要に応じ適宜行わせていただきます。

※その他法人概要がわかるパンフレット等がございましたら、添付してください。

（3）提案期間

随時募集しております。

※ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

（4）申込先

〒385-8501 佐久市中込3056番地

企画部企画課行政改革係

（5）留意事項

ア 申込に係る必要な経費は全額提案者の負担とさせていただきます。

イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用する場合があります。また、佐久市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

6 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

（1）審査の流れ

ア 【提案者】事前協議・対話の申し入れ

ネーミングライツ等の提案を希望される方は、条件等の確認が必要なため、必ず本市と事前に協議・対話を行ってください。

イ 【提案者】申請書等の提出

募集要領にあった具体的かつ現実的な提案か、条例等に違反していないか等、提案を受け付けるか否かを判定します。

ウ 【佐久市】追加提案の有無の確認

提案受付日から起算し15開庁日目を締め切り日として、提案のあった施設について、追加提案を受け付けます。追加提案があった場合は、次のエ以降の手続きを、併せて進めます。

エ 【佐久市】関係者及び市民からの意見募集

提案のあった施設等へのネーミングライツの導入について、市のホームページ上において市民等から意見募集を行います。ここで得られた意見は、次のオにおいて報告されます。

オ 【佐久市】佐久市広告審査委員会（審査）

提案内容について、市が設置する「佐久市広告審査委員会」に報告し、提案金額や契約年数、希望する愛称などについて審査を行います。

※複数企業から提案があり、その提案の市の受け入れ枠が1つである場合は、採点方式による審査のうえ、採用候補を1者に絞ります。

※提案者にプレゼンテーションをお願いする場合があります。

カ 【佐久市】 ネーミングライツ導入の可否及び優先交渉権者の決定

前項の過程を踏まえ、ネーミングライツ導入の可否及び優先交渉権者を決定します。なお、選定にあたっては条件を付す場合があります。

(2) 優先交渉者の選定基準

優先交渉者の選定に当たっての選定基準は下記のとおりとし、この選定基準に沿った審査委員会審査要領を定め、審査委員会において総合的に審査します。応募者が1者のみの場合も、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。なお、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合は、優先交渉者を選定しないことがあります。

審査区分	審査項目	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意（様式4「地域貢献等に対する支援実績等」）	20
	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	提案内容（様式2）	20
	応募金額	20
期間		10
合計点数		100

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定、公表

市は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

なお、優先交渉者に選ばれなかった場合、企業名等は公表しません。

7 協定の締結

市と提案が採用された法人と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求める場合があります。

8 命名権料の使途

施設のサービス向上に資する事業の財源（維持・管理費等）とします。

9 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は協定を解除できることとします。

10 ネーミングライツ・パートナーの公表、愛称の普及

ネーミングライツ・パートナーの正式決定後、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、マスコミ等に公表し、広く愛称の普及を図ります。

11 指定管理者制度導入施設等に係る留意事項

指定管理者制度導入（予定）施設においては、ネーミングライツ契約予定期間中の指定管理（予定）者と事業目的が競合する場合は、優先交渉権者となることはできません。

また、現在、指定管理者制度を導入している施設にネーミングライツを導入する場合は、原則、ネーミングライツの契約期間を現指定期間内といたします。

12 その他

本要項に規定する命名権に類するもので、本要項により難いと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

13 お問い合わせ先

ネーミングライツ申請書等の書類をご提出いただく前に、まずは下記へお問い合わせください。

佐久市企画部企画課行政改革係

電話：0267-62-3067（直通）

ファクシミリ：0267-63-3313

電子メール：kikaku@city.saku.nagano.jp

(様式1)

令和 年 月 日

申込先) 佐久市長

会社・団体名
所 在 地
代 表 者 名

佐久市ネーミングライツ事前相談申込書

「佐久市ネーミングライツ・パートナー募集要項」の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

業務内容		
相談対象施設		
提案内容		(別様式への記載も可) ※提案の動機、ネーミングライツ・パートナーとして実現したいこと等について記載してください。
質問事項等		
連絡先	担当者氏名	
	部署・役職	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

(様式2)

令和 年 月 日

申込先) 佐久市長

会社・団体名

所 在 地

代 表 者 名

佐久市ネーミングライツ申込書

「佐久市ネーミングライツ・パートナー募集要項」の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

業 務 内 容		
提案対象施設		
提案内容	(別様式への記載も可) ※提案の動機、ネーミングライツ・パートナーとして実現したいこと等について記載してください。	
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで____年間	
希望金額 (年額、消費税含む)	※命名権料の拠出ではなく、施設運営等に係る役務の提供等を希望する場合、その内容と、役務等を金銭に換算したときの相当金額を記載してください。	
愛 称 案	※提案企業として付与しようとする愛称を提案してください。 市民の理解が得られるような(ふさわしい)愛称を提案してください。	
希望する特典や 条件など		
連絡先	担当者氏名	
	部署・役職	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

(様式3)

令和 年 月 日

応募資格についての確約書

所 在 地

企 業 名

代表者氏名

佐久市広告等掲載基準第6条に規定する規制業種又は事業者該当せず、
かつ、募集要項における応募資格を満たしていることを確約します。

(様式4)

地域貢献活動や文化活動等に対する支援実績及び今後の計画等

◎ 選定の際に参考とさせていただきますので、貴社・貴団体のPRや地域貢献、文化活動等に対する支援の実績及び今後の計画、ネーミングライツ取得への熱意等についてご記入ください。

その他ネーミングライツに関するご提案等がありましたら、自由にお書き下さい。

なお、関連資料がございましたら、適宜添付してください。

(例)・コミュニティや地域貢献、文化活動等の振興に関するビジョンや取り組み

- ・佐久市とのパートナーシップについて
- ・ネーミングライツへの熱意等